

札幌市国保特定保健指導

令和5年度 業務内容

※「令和5年度 札幌市国民健康保険 とくとく健診(特定健診) 後期高齢者健診 生活保護・支援給付世帯健診 特定保健指導 取扱要領」から一部抜粋

目的

被保険者の糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備群の減少を図ることを目的として実施します。

1 利用資格の確認

※事前申込の時点でもご確認下さい。

(1) 対象者

札幌市国保が実施する特定健診の受診者で、階層化の結果「積極的支援」「動機付け支援」「動機付け支援相当」と判定され、特定健診を実施する年度に40歳以上(実施年度中に40歳になる者を含む)75歳未満(保健指導の初回面接日が75歳の誕生日の前日まで)の方が対象です。

※特定健診を実施する年度において65歳以上の方は(実施年度中に65歳になる者を含む)積極的支援の対象となった場合でも、動機付け支援を実施します。
(平成19年12月28日厚生労働省令第157号)

※特定健診ではなく職場健診等を受診した結果、特定保健指導基準に該当し本人が職場健診結果を札幌市国保へ情報提供し特定健診と同様にデータを活用することに同意している場合は札幌市国保特定保健指導を実施することができます。(実施時点で国保の資格の確認は必須)

(2) 利用券

ア 特定保健指導を利用するには、「特定保健指導利用券」(以下「利用券」)と「被保険者証(または「被保険者資格証明書(負担割合10割)」、以下「被保険者証等」という)」が必要です。

保険者により特定保健指導の委託料・請求先が異なりますので、必ず保険者を確認し、被保険者証等の保険者と一致しているかを確認します。

イ 「利用券」と「被保険者証等」の氏名・生年月日・性別が一致しているか確認します。「利用券」の保険者名・保険者コードは居住区にかかわらず、札幌市国保は共通です。…「札幌市/00010017」

ウ 「利用券」及び「被保険者証等」の両方が有効期限内であることを確認します。

エ 「利用券」は委託料の請求及び重複利用の防止のために必要ですので必ず回収します。

(3) 対象者の選定と階層化

※ 平成19年12月28日厚生労働省令第157号では、**階層化の基準**を次のように定めています。

ステップ1	内臓脂肪に着目してリスクを判定
・腹囲 M \geq 85cm、F \geq 90cm	→(1)
・腹囲 M<85cm、F<90cm かつ BMI \geq 25	→(2)

ステップ2	検査結果、質問票より追加リスクをカウント
①～③はメタボリックシンドロームの判定項目、④はそのほかの関連リスクとし、 ④喫煙歴については①から③までのリスクが1つ以上の場合にのみカウントする。 ⑤に該当する者は 特定保健指導の対象にならない。	
①血糖	a 空腹時血糖 100mg/dl 以上または b ヘモグロビンA1c 5.6% 以上 ※血糖について、空腹時血糖とHbA1cの両方を測定している場合は、 空腹時血糖の結果を優先し判定に用いる。
②脂質	a 中性脂肪 150mg/dl 以上 または b HDLコレステロール 40mg/dl 未満
③血圧	a 収縮期 130mmHg 以上 または b 拡張期 85mmHg 以上
④質問票	喫煙歴あり(①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)
⑤質問票	①、②又は③の治療に係る薬剤を服用している

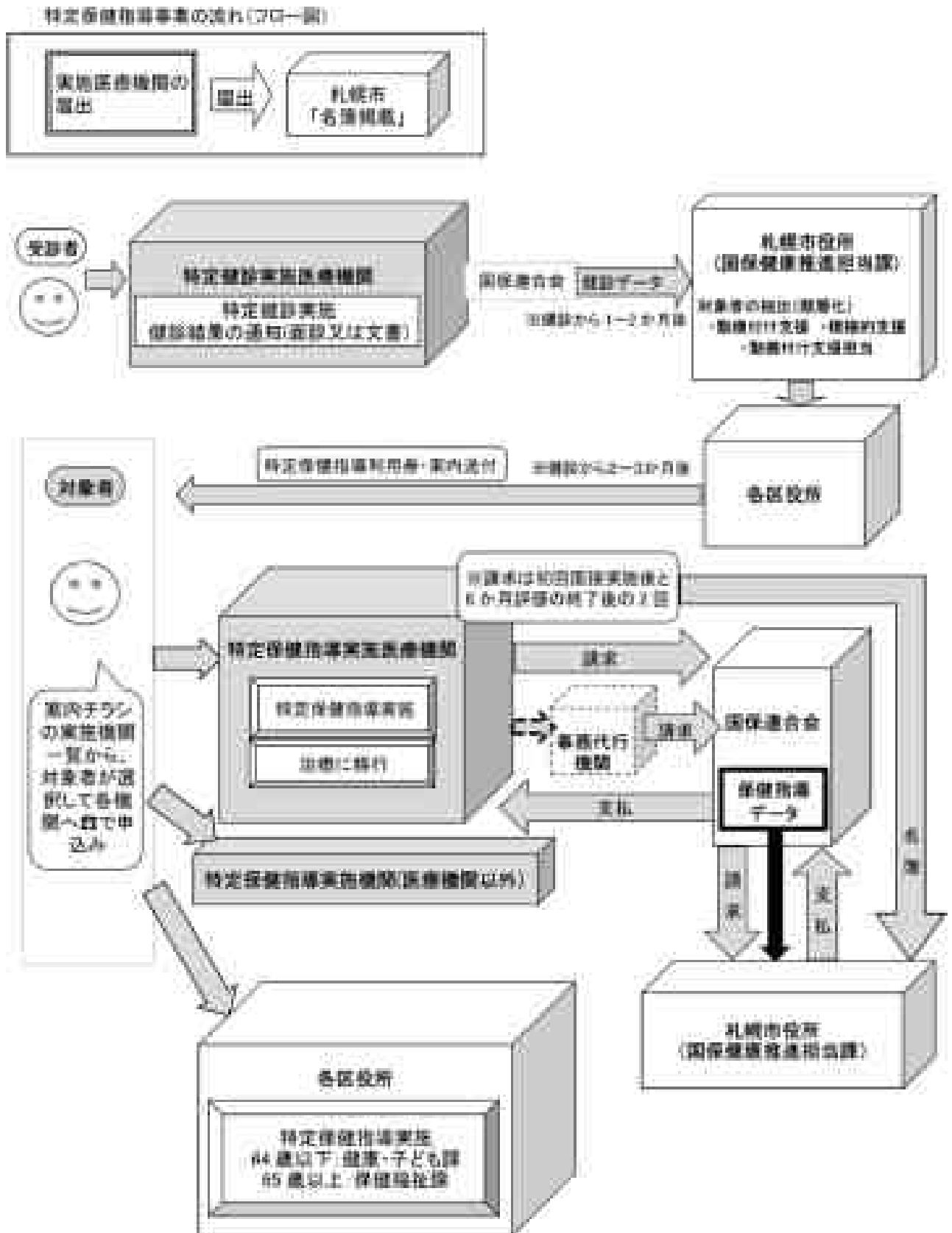
ステップ3	ステップ1、2から保健指導レベルをグループ分け
(1)の場合	①～④リスクのうち 追加リスクが 2以上の対象者は 積極的支援レベル (下記※) 1の対象者は 動機付け支援レベル 0の対象者は 情報提供レベル とする。
(2)の場合	①～④のリスクのうち 追加リスクが 3以上の対象者は 積極的支援レベル (下記※) 1または2の対象者は 動機付け支援レベル 0の対象者は 情報提供レベル とする。

ステップ4
○ 前期高齢者(65歳以上75歳未満)については、積極的支援の対象となった場合でも動機付け支援とする。

※健診受診年度が平成30年度以降で、札幌市国保健康推進担当課での階層化作業において積極的支援レベルに該当した者のうち、前年度も積極的支援レベルに該当し かつ積極的支援を終了した人で、腹囲及び体重の値が前年度の特定健康診査の結果に比べ改善(基準あり)している人は、保健指導区分を「動機付け支援相当」とする。(但し、初回相談早期実施及び分割実施する者は除く。)

第八 特定保健指導

特定保健指導事業の基本的な流れ(フロー図)



2 実施機関

各区保健センター、各区保健福祉課または札幌市が契約を締結する特定保健指導実施機関で実施します。

3 実施方法

実施にあたっては、平成29年8月1日付け厚生労働省通知「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」、平成30年4月付け厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」に則した内容とし、対象者の特性やニーズに応じた指導方法を組み入れていくこととします。

(1) 保健指導の内容

特定保健指導は、施設型、訪問型、運動型（積極的支援のみ）とし、下記のとおり実施します。

施設型：実施機関の施設内で保健指導を実施

訪問型：対象者の自宅、地域の会館等に実施者が出向き保健指導を実施

運動型：健康運動指導士による運動プログラムを取り入れた保健指導を実施

特定保健指導支援プログラムの作成、実施

	動機付け支援	積極的支援
申込受付	実施機関の保健指導を希望した者の受付を行う。 健診当日に初回面接を実施しない場合は、予約を受付後、概ね2週間以内に初回面接を実施できる体制を整えること。	
健診結果データ	健診結果（検査及び質問票結果）は、健診機関が作成したもの、または特定保健指導利用券に記載されたデータを活用する。	
初回面接	<p>下記の3種類の方法のうち、いずれかの方法で実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「早期実施」 <p>健診当日等、特定保健指導利用券がまだ発行されていない時期でも血液検査結果を含む全ての健診結果が揃った段階で、特定保健指導実施機関にて階層化を実施して特定保健指導の対象者であることが判断できた場合は、利用券が無くても初回面接を実施できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「分割実施」 <p>健診当日のBMI・腹囲・血圧・質問票（喫煙歴、服薬中）から特定保健指導実施機関にて階層化した結果、特定保健指導の対象となった場合、健診当日に初回面接分割実施1回目として面接指導を実施して行動計画を9割方作成する。後日血液検査等のすべての健診結果が揃った段階であらためて階層化を実施し、保健指導区分が「動機付け支援」と「積極的支援」のどちらになるかを確定させ、さらに医師が総合的な判断を行った上で、初回面接分割実施2回目として面接または電話等で指導を実施し、行動計画を完成させる。</p>	

第八 特定保健指導

	動機付け支援	積極的支援
初回面接	<p>※ 初回面接分割実施ができる機関は、「積極的支援と動機付け支援の両方」を受託している機関のみとする。「動機付け支援」のみを受託している機関においては、血液検査等のすべての健診結果が揃った段階で再度階層化したときに「積極的支援の対象」となった場合、初回面接分割2回目を実施することができないため。</p> <p>・「通常実施」（上記以外の方法） 特定保健指導利用券発行後に実施。</p>	
支援の内容	<p>自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容であること。</p>	
プログラムの作成	<p>(ア) 初回の面接による支援から、3か月以上経過後の評価のスケジュール</p> <p>(イ) 支援形態（個別支援、グループ支援、電話、電子メール等）及び支援時間</p> <p>(ウ) 支援内容</p> <p>(エ) 支援教材、学習教材</p> <p>(オ) 保健指導実施者の職種と人数</p> <p>以上について明記した具体的なプログラム内容であること。</p>	
		<p>保健指導の量を支援Aの方法で160ポイント以上、合計で180ポイント以上行うことを最低条件とする。</p>
支援計画の作成	<p>初回の面接による支援において、利用者が選択した具体的に実践可能な行動目標・行動計画を、対象者が継続できるよう、必要な介入・支援等の内容をとりまとめた計画書を作成する。</p>	
支援期間	<p>初回の面接後（初回面接分割実施の場合は、分割実施2回目から）3か月以上経過後に評価を行う。</p>	<p>初回の面接後（初回面接分割実施の場合は、分割実施2回目の後）、3か月以上の継続的な支援を行い、（初回面接分割実施の場合は、分割実施2回目から）3か月以上経過後に評価を行う。</p>
実施・評価	<p>特定健康診査の結果並びに運動習慣、食習慣、喫煙習慣、その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接または通信等による支援及び実績評価を行う。</p> <p>実施機関が、利用者から評価結果データが得られないために終了評価ができない場合は、利用者への度重なる督促・評価等の実施記録をもって代えられることとする。なお、不在など連絡がとれない場合の確認回数は3回以上とする。（電話でも構いません）</p>	

	動機付け支援	積極的支援
脱落者の認定	初回面接による支援終了後、3か月を経過しない期間において、利用者から保健指導辞退の申出があった者及び資格喪失をした者については、脱落・終了として実施機関から市（必要な場合は利用者へも）に確定通知を行う。	
		最終利用日から未利用のまま2か月を経過した場合には、受託事業者から市及び利用者に脱落認定の通知を行い、さらに、2週間以内に利用者から再開依頼がなければ、脱落・終了とする

【注意事項】

保健指導区分が2年連続積極的支援レベルに該当した者のうち、1年目に積極的支援を実施し、1年目に比べ2年目の健診結果が下記基準の通り改善している者について、2年目は「動機付け支援相当」レベルとして、積極的支援ではなく動機付け支援を実施した場合でも特定保健指導を実施したとみなすことが可能になる。（但し、利用者や特定保健指導実施機関の事情・状況により、積極的支援として実施することも可能。この場合の委託料の請求については、67ページの(6)イのとおりとなります。）

【「改善した」と判断する基準】

- ⌋ BMI<30の場合、腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
- ⌋ BMI≥30の場合、腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

ただし、初回面接を早期実施または分割実施する場合は、保健指導区分を変更せず、積極的支援のまま実施する。

☆「積極的支援」での支援ポイントについては次のとおり

	基本的なポイント	最低限の介入量	1回のポイントの上限
個別支援A	5分 20ポイント	10分	120ポイント
個別支援B	5分 10ポイント	5分	20ポイント
グループ支援	10分 10ポイント	40分	120ポイント
電話A	5分 15ポイント	5分	60ポイント
電話B	5分 10ポイント	5分	20ポイント
e-mail A (e-mail、 FAX、手紙等)	1往復 40ポイント	1往復	
e-mail B (e-mail、 FAX、手紙等)	1往復 5ポイント	1往復	

第八 特定保健指導

支援A（積極的関与タイプ）

- 積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。
- 食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。
- 進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。
- 行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。

支援B（励ましタイプ）

- 初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとする。

特定保健指導個人票記載例（動機付け支援）

初回面接分割実施の場合は62ページをご覧ください

実施機関名	札幌市国保診療所		実施機関コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	(様式C)			
特定保健指導個人票(動機付け支援) (動機付け支援相当-動機付け支援)													被保険者証	記号	国札チ	番号	9871234
1 対象者情報													2 担当者				
利用券番号	フリガナ	姓	サッポロ	名	コクホ	担当者名		健診 一子		医師(保健師)管理栄養士・看護師							
15310111111	氏名	札幌	国保														
利用券有効期限	令和 1 年 9 月 30 日	性別	(男)・女	生年月日	昭和 48 年 1 月 1 日	年齢	48 歳										
支援コース	(施設型)・訪問型		住所	〒 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目2-3		電話番号	011-211-2887										
3 行動目標・行動計画																	
	目標値	行動目標	行動計画														
腹囲	83 cm	体重を3kg減らす	夕食後の間食をやめる														
体重	65 kg																
血压	128 / 78 mmHg	血压を正常値にする	種類のスープは必ず残す														
1日の削減目標エネルギー量	120 kcal																
運動による削減エネルギー量	60 kcal																
食事による削減エネルギー量	60 kcal		毎日速足で15分歩く														
4 初回の面接による支援																	
実施年月日	令和 1 年 6 月 1 日	行動変容ステージ	保健指導実施内容														
支援形態	<input checked="" type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ	<input type="checkbox"/> 無関心期:意志なし	<input checked="" type="checkbox"/> 食生活 <input checked="" type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ														
実施時間	25 分	<input type="checkbox"/> 関心期:意志あり(6か月以内)	<input type="checkbox"/> ()														
身体状況	腹囲 86 cm	<input type="checkbox"/> 準備期:意志あり(概ね1か月以内)	生活習慣チェック票に記入し、生活習慣を振り返った。 体重コントロールや血压のコントロールの重要性について説明。 食事や間食のコントロールはすでに行われているため継続を進めた。														
	体重 68 kg	<input checked="" type="checkbox"/> 実行期:取組済み(6か月未満)															
	血压 140 / 85 mmHg	<input type="checkbox"/> 維持期:取組済み(6か月以上)															
実施者	健診 一子	医師(保健師)管理栄養士・看護師	<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)														
5 実績評価																	
実施年月日	令和 1 年 12 月 9 日	生活習慣改善の状況	保健指導実施内容及び評価														
支援形態	面接: <input checked="" type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ 通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	【食生活】 変化なし / (改善) / 悪化	<input checked="" type="checkbox"/> 食生活 <input checked="" type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> ()														
身体状況	腹囲 83 cm	【身体活動】 変化なし / (改善) / 悪化	夕食後の間食をやめ、甘いものを控えた。														
	BMI 25	【たばこ】 (吸わない) / 禁煙継続	15分の早歩きもほぼ毎日行っていた。														
	血压 135 / 80 mmHg	禁煙中断 / 禁煙の意思なし	<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)														
実績評価ができない場合の確認(督促)回数		電話() 回) FAX・手紙送付() 回) その他() 回)															
実施者(評価実施)	健診 一子	医師(保健師)管理栄養士・看護師															
6 行動目標・行動計画の再設定【目標を再設定した場合に記入】																	
	目標値	行動目標	行動計画														
腹囲	cm																
体重	kg																
血压	/ mmHg																
1日の削減目標エネルギー量	kcal																
運動による削減エネルギー量	kcal																
食事による削減エネルギー量	kcal																
7 終了																	
終了	<input checked="" type="checkbox"/> 完了	令和 1 年 12 月 9 日	決済情報請求区分														
	<input type="checkbox"/> 資格喪失 <input type="checkbox"/> 途中脱落 理由:		契約単価区分	契約単価	契約単価区分	契約単価											
			初回 1 施設利用型	<input type="checkbox"/>	評価	1 施設利用型	<input checked="" type="checkbox"/>										
			2 初回面接分割型	<input type="checkbox"/>		2 初回面接分割型	<input type="checkbox"/>										
			3 訪問型	<input type="checkbox"/>		3 訪問型	<input type="checkbox"/>										

第八 特定保健指導

特定保健指導個人票記載例（積極的支援）

初回面接分割実施の場合は62ページをご覧ください

実施機関名	札幌市国保診療所		実施機関コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	(様式D)
特定保健指導個人票(積極的支援)・動機付け支援相当(積極的支援)			被保険者証	記号	国札チ	番号	9871234							
1 対象者情報			いずれかに○をつける											
利用券番号	フリガナ	姓	サッポロ	名	コホ	2 担当者								
15310111111	氏名	札幌	国保	担当者名		健診 一子		(保健師)管理栄養士・その他						
利用券有効期限	令和 1 年 9 月 30 日	性別	男・女	生年月日	昭和 48 年 1 月 1 日	年齢	48 歳							
支援コース	施設型・訪問型・運動型	住所	〒 060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目2-3			電話番号	011-211-2887						
3 支援計画														
支援予定日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	3か月以上の継続的な支援						
支援の種類	初回の面接による支援	積極的関与タイプ 励ましタイプ		積極的関与タイプ 励ましタイプ		積極的関与タイプ 励ましタイプ		積極的関与タイプ 励ましタイプ		積極的関与タイプ 励ましタイプ		6か月経過後実績評価		
支援形態	個別 グループ	個別 グループ		個別 グループ		個別 グループ		個別 グループ		個別 グループ		個別 グループ		
総実施時間(往復回数)	分	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	
※総実施時間(往復回数)の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。														
4 行動目標・行動計画														
	目標値	行動目標		行動計画										
腹囲	cm													
体重	kg													
血圧	/ mmHg													
1日の削減目標エネルギー量	kcal													
運動による削減エネルギー量	kcal													
食事による削減エネルギー量	kcal													

5 初回の面接による支援												
実施年月日	令和 1 年 6 月 1 日		保健指導実施内容									
支援形態	<input checked="" type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ		<input checked="" type="checkbox"/> 食生活 <input checked="" type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ									
実施時間	30 分		<input type="checkbox"/> ()									
身体状況	腹囲	86 cm	生活習慣チェック票に記入し、生活習慣を振り返った									
	体重	68 kg	体重コントロールや血圧コントロールの重要性について説明									
	血圧	140 / 85 mmHg	食事や間食のコントロールはすでに行われているため継続を勧めた。									
行動変容ステージ	<input type="checkbox"/> 無関心期：意志なし <input type="checkbox"/> 関心期：意志あり(6か月以内) <input type="checkbox"/> 準備期：意志あり(概ね1か月以内) <input checked="" type="checkbox"/> 実行期：取組済み(6か月未満) <input type="checkbox"/> 維持期：取組済み(6か月以上)		<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)									
実施者	医師(保健師)管理栄養士・看護師											
6-① 支援A(積極的関与タイプ) <input checked="" type="checkbox"/> 中間評価												
実施年月日	令和 1 年 9 月 1 日		生活習慣改善の状況		保健指導実施内容及び評価							
支援形態	面接： <input checked="" type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ 通信： <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙		【食生活】 変化なし(改善)悪化		<input checked="" type="checkbox"/> 食生活 <input checked="" type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> ()							
実施時間	30 分(回)		【身体活動】 変化なし(改善)悪化		運動がなかなか継続できていなかったが、頑張っ続けてみたいとのこと。 毎日ではなくても、少しずつ継続するよう励ます。							
支援ポイント	120 ポイント		【たばこ】 吸わない(禁煙) 禁煙継続									
身体状況	腹囲	86 cm	禁煙中断 / 禁煙の意思なし									
	体重	64.5 kg										
	BMI	26										
	血圧	140 / 80 mmHg			<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)							
実施者(評価実施)	健診 一子		医師(保健師)管理栄養士・看護師									
※実施時間の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。												

第八 特定保健指導

6-② 支援A(積極的関与タイプ) 中間評価

実施年月日	令和 年 月 日	生活習慣改善の状況	保健指導実施内容及び評価
支援形態	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ 通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	【食生活】 変化なし / 改善 / 悪化	<input type="checkbox"/> 食生活 <input type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> ()
実施時間	分(回)	【身体活動】 変化なし / 改善 / 悪化	
支援ポイント	ポイント	【たばこ】 吸わない / 禁煙継続 禁煙中断 / 禁煙の意思なし	<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)
身体状況	腹囲 cm 体重 kg BMI 血圧 / mmHg		
実施者(評価実施)	医師・保健師・管理栄養士・看護師		

※実施時間の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。

7 行動目標・行動計画の変更【目標を変更した場合に記入】

	目標値	行動目標	変更年月日	年 月 日
腹囲	cm			
体重	kg			
血圧	/ mmHg			
1日の削減目標エネルギー量	kcal			
運動による削減エネルギー量	kcal			
食事による削減エネルギー量	kcal			

8 支援B(励ましタイプ)

実施年月日	令和 1 年 7 月 5 日	令和 1 年 10 月 14 日	令和 1 年 月 日
支援形態	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ/通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ/通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ/通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙
実施時間	5 分 (回)	5 分 (回)	分 (回)
支援ポイント	10 ポイント	10 ポイント	ポイント
備考			
実施者	医師(保健師)・管理栄養士・看護師	医師(保健師)・管理栄養士・看護師	医師・保健師・管理栄養士・看護師

※実施時間の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。

9 実績評価

支援Aと同時実施 実績評価のみ実施

実施年月日	令和 1 年 12 月 9 日	生活習慣改善の状況	保健指導実施内容及び評価
支援形態	面接: <input checked="" type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ 通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	【食生活】 変化なし / (改善) / 悪化	<input checked="" type="checkbox"/> 食生活 <input checked="" type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> ()
実施時間(支援A)	25 分(回)	【身体活動】 変化なし / (改善) / 悪化	夕食後の間食をやめ、甘いものも控えていた。 15分間の早歩きもほぼ毎日行っていた。
支援ポイント(支援A)	100 ポイント	【たばこ】 吸わない / 禁煙継続 禁煙中断 / 禁煙の意思なし	<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)
身体状況	腹囲 83 cm 体重 62 kg BMI 25 血圧 135 / 78 mmHg		
実績評価ができない場合の確認(督促)回数	電話()回	FAX・手紙送付()回	その他()回
実施者(評価実施)	健診 一子 医師(保健師)・管理栄養士・看護師		

※実施時間の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。
※対象者から評価データが得られないために実績評価が完了できない場合の確認(督促)回数を記入。実施年月日は最終の確認を行った日付とする。

10 支援ポイント

支援A	支援B	合計
220	20	240
ポイント	ポイント	ポイント

11 終了

完了
 資格喪失
 途中脱落
理由:

令和 1 年 12 月 9 日

12 決済情報請求区分

! 実施した支援欄に☑印をつける。途中脱落については金額を記入

契約単価区分	契約単価
初回	
1 施設利用型	<input type="checkbox"/> 円
2 初回面接分割型	<input type="checkbox"/> 円
3 訪問型	<input type="checkbox"/> 円
4 運動施設利用型	<input type="checkbox"/> 円
評価	
1 施設利用型	<input checked="" type="checkbox"/> 円
2 初回面接分割型	<input type="checkbox"/> 円
3 訪問型	<input type="checkbox"/> 円
4 運動施設利用型	<input type="checkbox"/> 円
途中脱落	
1 施設利用型	<input type="checkbox"/> 円
2 初回面接分割型	<input type="checkbox"/> 円
3 訪問型	<input type="checkbox"/> 円
4 運動施設利用型	<input type="checkbox"/> 円

※参考 ポイント算定及び要件

支援の種類	支援形態	1単位のポイント		最低限の介入量	ポイントの算定上限	合計180ポイント以上
		時間	ポイント			
支援A 積極的関与 タイプ	個別支援A	5分	20	10分	120	160ポイント以上
	グループ支援A	10分	10	40分	120	
	電話A	5分	15	5分	60	
	FAX・手紙A	1往復	40	1往復		
支援B 励まし タイプ	個別支援B	5分	10	5分	20	
	電話B	5分	10	5分	20	
	FAX・手紙B	1往復	5	1往復		

第八 特定保健指導

☆「初回面接分割実施」を行った際の、事務代行機関に提出する個人票の記載方法

「実施年月日」欄には、分轄実施 **2** 回目の日にちを記載

「実施時間」欄には、分轄実施 1 回目と 2 回目の時間の合計を記載

5 初回の面接による支援			
実施年月日	平成 年 月 日	保健指導実施内容	
支援形態	<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ	<input type="checkbox"/> 食生活	<input type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ
実施時間	分	<input type="checkbox"/> ()	
身体状況	腹囲	cm	
	体重	kg	
	血圧	/ mmHg	
行 容	<input type="checkbox"/> 無関心期:意志なし <input type="checkbox"/> 関心期 :意志あり(6か月以内) <input type="checkbox"/> 準備期 :意志あり(概ね1か月以内) <input type="checkbox"/> 実行期 :取組済み(6か月未満) <input type="checkbox"/> 維持期 :取組済み(6か月以上)		
	<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)		
	医師・保健師・管理栄養士・看護師		

「支援形態」欄には、分轄実施 **1** 回目の支援形態を記載

「保健指導実施内容」欄には、分轄実施 **1** 回目と **2** 回目の実施日・実施内容を記載して下さい。

記載例

H31.4.2(分轄実施1回目)

- ・体重・血圧コントロールについて説明
- ・間食の量・回数が多いが、まずは1回分の量を減らすことを目標とすることとした。

H31.4.15(分轄実施2回目) 電話

- ・全ての健診結果からあらためて階層化した結果、積極的支援に該当することがわかったため、継続支援スケジュールについて説明した。

☆「初回面接分割実施」を行った際の、電磁的記録により提出する個人票の記載方法

特定保健指導について電磁的記録による提出の場合、健診受診年度が平成30年度用の記録ソフトウェアでは、「初回」分と「初回面接分割実施2回目」分の2回分を記載できるようになっているが、札幌市国保における特定保健指導では、「初回面接分割実施」を行っていても、「初回」分の欄のみに記載し、「初回面接分割実施2回目」分の欄には記載しないこと。

【「初回相談分割実施」を行った場合の電磁的記録の記載例】

参考：フリーソフト（国立保健医療科学院作成）

種職	保健指導者名 機関名・番号	実施年月日	実施時間	腹囲	拡張期血圧	行動変容ステージ	保健指導実施内容	保健指導支援形態	コメント (任意)
初回				✓	✓		H30.4.2 (分轄実施1回目) ・体重・血圧コントロールについて説明 ・間食の量・回数が多いが、まずは1回分の量を減らすことを目標とすることとした。 H30.4.15 (分轄実施2回目) 電話 ・全ての健診結果からあらためて階層化した結果、積極的支援に該当することがわかったため、継続支援スケジュールについて説明した。	個別 (20分) グループ (分)	
初回面接分割実施した場合の2回目				✓	✓				記載しない

※行動目標設定日を記載する項目欄がほかにあるソフトウェアの場合は、初回面接分割実施2回目の実施日を記載すること。

第八 特定保健指導

特定保健指導プログラムの基本的なパターン

1 動機付け支援

初回の面接による支援	評価
<p><個別支援>20分以上</p> <p>行動計画の作成 保健指導内容 ・アセスメント(情報収集・判断) ・動機づけ ・理解の促進及び教材の選定 ・行動目標・計画の設定</p>	<p><電話またはFAX></p> <p>計画の達成評価 保健指導内容 ・身体状況の変化の確認 ・行動目標の達成状況の確認 ・行動目標の再設定</p>

【ご説明】

- 1) 札幌市国保の特定健診・特定保健指導は厚生労働省保健局の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に準拠し実施します。(厚生労働省ホームページに掲載されております。)
- 2) 初回面接と実績評価指導者は、医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導の実務経験のある看護師のいずれかで実施しなければなりません。積極的支援の3か月以上の継続的な支援については実践的指導者もできます。
- 3) 積極的支援においては、ポイント制に基づき実施することとなり、支援A(積極的関与タイプ)及び支援B(励まし)によるポイント制とし、支援Aのみで180ポイント以上、又は支援A(最低160ポイント以上)と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施することが最低条件になっています。なお、初回面接と実績評価は、ポイントにはなりません。
- 4) 動機付け支援については、ポイント制は無く、原則1回の支援(初回面接)で実績評価時期までの間に取り組む生活習慣改善の行動計画と行動目標設定の支援を実施し、3か月以上経過後に実績評価(面接・電話等)を行います。

2 積極的支援 支援A(積極的関与タイプ)160ポイント以上かつ合計で180ポイント以上で実施

初回の面接による支援	3か月以上の継続的な支援			評価
	励ましタイプ	積極的関与タイプ	励ましタイプ	
<p>個別支援 20分以上</p> <p><行動計画の作成> ・アセスメント(情報収集・判断) ・動機づけ ・理解の促進及び教材の選定 ・行動目標・計画の設定</p>	<p>電話B 5分 10P</p> <p>or</p> <p>e-mail B 1往復 5P</p> <p>行動計画実施状況の確認と励まし・賞賛</p>	<p>個別支援A 20分 80P</p> <p>or</p> <p>電話A 20分 60P</p> <p>or</p> <p>e-mail A 1往復 40P</p> <p><評価・再アセスメント> ・再アセスメント ・行動目標・計画の見直し</p>	<p>電話B 5分 10P</p> <p>or</p> <p>e-mail B 1往復 5P</p> <p>行動計画実施状況の確認と励まし・賞賛</p>	<p>個別支援A 20分 80P & 評価</p> <p>or</p> <p>電話A 20分 60P & 評価</p> <p>or</p> <p>e-mail A 1往復 40P & 評価</p>
	積極的関与タイプ			
	<p>電話A 10分 30P</p>	<p>個別支援A 20分 80P</p>	<p>電話A 10分 30P</p>	<p><評価・再アセスメント> ・再アセスメント ・行動目標・計画の見直し</p>
	<p>(注)電話又はe-mailによる支援Aについては、e-mail、FAX、手紙等により、初回面接支援の際に作成した行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいた支援を行う。</p>			<p><計画の達成評価> ・身体状況の変化の確認 ・行動目標の達成状況の確認 ・行動目標の再設定</p>
	<p>積極的関与タイプ</p> <p>個別支援A 20分 80P</p> <p>or</p> <p>電話A 20分 60P</p> <p>or</p> <p>e-mail A 1往復 40P</p>	<p>評価</p> <p>個別支援</p> <p>or</p> <p>電話またはFAX</p> <p>or</p> <p>e-mail</p>		

(なお、初回面接を分割して実施した場合は、初回面接2回目に引き続いて同一日に継続的な支援を実施することも可能です。)

(2) 保健指導自己負担
無料

(3) 健診実施後・保健指導開始後の糖尿病等の生活習慣病に係る服薬の開始について

健診実施時には服薬等は行っていなかったため、特定保健指導対象者として抽出し、案内を送付しましたが、その後、状態の変化等があり、特定保健指導を開始する時点では糖尿病等の生活習慣病に係る服薬等を始めていた場合については、**本人が服薬指導と並行して保健指導を希望した場合、特定保健指導を実施できます。**

(本人が服薬指導を行っている医師と相談することが望ましいと考えます。)

特定健診等の委託基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十五年厚生労働省告示第九十二号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第十六条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十年厚生労働省告示第十一号)は平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。)第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の実施を委託する場合にあっては、第 1 に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の実施を委託する場合にあっては、第 2 に掲げる基準を満たす者とする。なお、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 2 の 1 の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第 2 の 1 の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第 1 特定健康診査の外部委託に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。
- (2) 常勤の管理者(特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。)が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

2 施設、設備等に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
- (4) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 25 条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。

3 精度管理に関する基準

- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理(特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理(特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)をいう。)が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- (2) 外部精度管理(特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。)を定期的を受け、検査値の精度が保証されていること。

- (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
- (4) 実施基準第 1 条第 1 項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に再委託する場合には、再委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。)により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
- (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
- (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
- (4) 法第 30 条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (6) 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。
- (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
- (2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- (3) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (4) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (5) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。
 - ア 事業の目的及び運営の方針
 - イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間
 - エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
 - オ 事業の実施地域
 - カ 緊急時における対応
 - キ その他運営に関する重要事項
- (7) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められ

特定健診等の委託基準

たときは、これを提示すること。

- (8) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (10) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (11) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

第2 特定保健指導の外部委託に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定保健指導の業務を統括する者(特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援(実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。)及び積極的支援(実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。)の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。)が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (2) 常勤の管理者(特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。)が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。4の(6)において同じ。)の全てが判明した後に行う支援を含む。)、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から3月以上経過後に行う評価をいう。)を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者(実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。)ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者(実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。)又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者(平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。)第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
- (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び

技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

- (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
 - (8) 特定保健指導実施者(実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを行う者をいう。以下同じ。)は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
 - (9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。
- 2 施設、設備等に関する基準
- (1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
 - (2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
 - (3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。
 - (4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること。)
- 3 特定保健指導の内容に関する基準
- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成25年厚生労働省告示第91号)に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
 - (2) 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム(支援のための材料、学習教材等を含む。)は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
 - (3) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
 - (4) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
 - (5) 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
 - (6) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
- 4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
 - (2) 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
 - (3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
 - (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
 - (5) 保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。
 - (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正

特定健診等の委託基準

アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。

イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること(例えば、特定健康診査の結果のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等)。

ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。

エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。

(7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

(1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

(2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

(3) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売(商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等)等を行わないこと。

(4) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。

(5) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

(6) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

(7) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 統括者の氏名及び職種

ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容

エ 特定保健指導の実施日及び実施時間

オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額

カ 事業の実施地域

キ 緊急時における対応

ク その他運営に関する重要事項

(8) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。

(9) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健

指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。

- (10) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (11) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (12) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (13) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。
 - ア 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。
 - イ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
 - ウ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。
 - エ 再委託先及び再委託する業務の内容を(7)に規定する規程に明記するとともに、(7)に規定する規程の概要にも明記すること。
 - オ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。

改正文（平成二十九年八月一日厚生労働省告示第二百六十九号）（抄）

平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

「令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」

令和2年3月31日付厚生労働省健康局長・保険局長連名通知

健 発 0 3 3 1 第 7 号
保 発 0 3 3 1 第 2 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
厚生労働省保険局長

令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等 により作成された記録の取扱いについて

今般、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みを構築しています。

当該仕組みの下で行われる令和2年度以降における高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づく特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施について、その内容等の詳細及び健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについては、下記のとおりですので、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

また、本通知は令和2年4月1日から適用します。これに伴い、平成29年10月30日付け健発1030第1号・保発1030第6号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」は、令和2年3月31日をもって廃止します。ただし、令和元年度に実施された特定健康診査（法第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（法第18条第1項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 特定健康診査

1 特定健康診査を受診する者に対する事前の通知について

特定健康診査の受診者に対し、特定健康診査を実施する前に、次の(1)及び(2)について通知しておくこと。

(1) 特定健康診査の意義

特定健康診査は、自分自身の健康状態を認識できる機会であることや、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくるものであるということ。

(2) 検査前の食事の摂取、運動について

ア アルコールの摂取や激しい運動は、特定健康診査の前日は控えること。

イ 午前中に特定健康診査を実施する場合は、空腹時血糖、中性脂肪等の検査結果に影響を及ぼすため、特定健康診査前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないこと。

ウ 午後に特定健康診査を実施する場合は、ヘモグロビン A1c 検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、特定健康診査まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。

エ やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合には、食後 3.5 時間以降に採血を行うこと。

2 特定健康診査の実施方法及び判定基準について

(1) 既往歴の調査

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病の治療に係る薬剤の服用の有無及び喫煙習慣について、確実に聴取すること。

(2) 腹囲の検査

ア 立位、軽呼吸時において、臍（へそ）の高さで測定すること。

イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下縁と上前腸骨棘の midpoint の高さで測定すること。

ウ より詳細については、平成 29 年「国民健康・栄養調査必携（厚生労働省）」や国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所のホームページ（※1）において示されているので、これらを参考とすること。

※1 <https://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/kokucho.html>

(3) 血圧の測定

ア 測定回数は、原則 2 回とし、その 2 回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1 回の測定についても可とする。

イ その他、測定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」（一般社団法人日本循環器病予防学会編。以下同じ。）等）が示されているので、これを参考とすること。

(4) 血中脂質検査及び肝機能検査

ア 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。

イ 採血後、原則として早急に遠心分離し、24 時間以内に測定するのが望ましい。なお、これが困難な場合は、採血後に採血管は冷蔵又は室温で保存し、12 時間以内に遠心分離すること。

ウ 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から 72 時間以内に測定すること。

エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ（検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。）のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。なお、LDL コレステロールの値は、中性脂肪の値が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合を除き、フリードワルド式を用いて算出することができ、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、Non-HDL コレステロールの値を用いて評価することができる。LDL コレステロール（フリードワルド式）及び Non-HDL コレステロールの値は、次式により算出する。

$$\textcircled{1} \text{ LDL コレステロール (フリードワルド式) (mg/dl) = 総コレステロール (mg/dl) - HDL コレステロール (mg/dl) - 中性脂肪 (mg/dl) / 5}$$

$$\textcircled{2} \text{ Non-HDL コレステロール (mg/dl) = 総コレステロール (mg/dl) - HDL コレステロール (mg/dl)}$$

オ 肝機能検査の測定方法については、GOT (AST) 及び GPT (ALT) 検査については、トレーサビリティのとれた紫外吸光光度法等によるとともに、 γ -GTP (γ -GT) 検査については、トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。

(5) 血糖検査

次のア又はイのいずれかの方法により行うこと。

ア 血中グルコースの量の検査

① 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10 時間以上食事をしていない場合を空

特定健康診査及び特定保健指導の実施について

腹時血糖とすること。やむを得ず空腹時以外において採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことができる。なお、食直後とは、食事開始時から 3.5 時間未満とする。

- ② 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）を用いること。
- ③ 採血後、採血管内を 5～6 回静かに転倒・混和すること。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から 6 時間以内に遠心分離して測定することが望ましいが、困難な場合には、採血から 12 時間以内に遠心分離し測定すること。
- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から 72 時間以内に測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差法、可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

イ ヘモグロビン A1c 検査

- ① フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）又はエチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。
- ② 採血後、採血管を 5～6 回静かに転倒・混和すること。
- ③ 混和後、採血管は、冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48 時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー（HPLC）法、酵素法等によること。

(6) 尿中の糖及び蛋白の検査

ア 原則として、中間尿を採尿すること。

イ 採取後、4 時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は 24 時間以内、冷蔵で保存する場合は 48 時間以内に測定すること。

ウ その他、測定方法及び判定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(7) 貧血検査

ア エチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。

イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸（EDTA）を速やかに溶かすこと。

ウ 混和後、室温に保管し、12 時間以内に測定すること。

(8) 心電図検査

ア 安静時の標準 12 誘導心電図を記録すること。

イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(9) 眼底検査

ア 手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。

イ 高血糖者に対しては、原則、両眼の眼底撮影を行う。その上で、所見の判定がより重症な側の所見を記載すること。

ウ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(10) 血清クレアチニン検査

ア 血清クレアチニン検査については、可視吸光光度法（酵素法）等によること。

イ eGFR により腎機能を評価すること。

ウ eGFR は、次式により算出する。

男性： $eGFR \text{ (ml/分/1.73 m}^2\text{)} = 194 \times \text{血清クレアチニン値} - 1.094 \times \text{年齢} - 0.287$

女性： $eGFR \text{ (ml/分/1.73 m}^2\text{)} = 194 \times \text{血清クレアチニン値} - 1.094 \times \text{年齢} - 0.287 \times 0.739$

(11) その他

ア 現在の生活習慣、過去の健康診査の受診状況、家族歴等について、必要に応じて質問票等により聴取すること。

イ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令に基づき行われる健康診断において、特定健康診査に相当する項目を実施したことを保険者が確認した場合は、第一の 2 の(1)から(10)までに掲げる実施方法と異なるものであっても、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする。

第二 特定健康診査の結果通知

1 特定健康診査の結果通知

- (1) 特定健康診査の結果通知は全ての特定健康診査の受診者に行うものとする。
- (2) 特定健康診査の受診者に対して、特定健康診査の結果を通知するに当たっては、異常値を示している項目、異常値の程度及び異常値が持つ意味等を受診者に分かるようなものとする。
- (3) 特定健康診査の結果通知の様式例については別紙 1 のとおりであるので、これを参考とされたこと。なお、特定健康診査の結果通知の様式は、別紙 1 の様式例の記載事項を最低限含むものであって、受診者に対する効果的な結果通知となるものであれば、別紙 1 の様式例を変更し使用することは差し支えない。

2 特定健康診査の結果通知に当たっての留意事項

特定健康診査の結果通知に当たっては、特定健康診査の受診者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供すること。なお、当該情報の提供に当たっては、次の(1)から(3)までに掲げる事項に留意すること。

- (1) 特定健康診査の結果等から受診者個人に合わせたものを受診者ごとに提供すること。
- (2) 提供する情報は、次のアからウまでに掲げる内容を含むものとする。
 - ア 特定健康診査の意義（自分自身の健康状態を認識できる機会、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくる等）や特定健康診査の結果の見方（特定健康診査の結果が表す意味を自分自身の身体で起きていることと関連づけられる内容）
 - イ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や生活習慣病に関する基本的な知識と、対象者のどのような生活習慣が生活習慣病を引き起こすかということ、食生活、身体活動・運動等の生活習慣、料理や食品のエネルギー量、身体活動・運動によるエネルギー消費量
 - ウ 対象者にとって身近で活用できる健康増進施設、地域のスポーツクラブや運動教室、健康に配慮した飲食店や社員食堂等に関する情報
- (3) 特定健康診査の結果等から特に問題のない者については、特定健康診査の結果の見方その他健康の保持や増進に資する内容の情報を提供すること。

第三 特定保健指導

1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）附則第 2 条中「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とあるのは、平成 20 年 4 月現在において 1 年以上（必ずしも継続した 1 年間である必要はない）、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師と解するものとする。なお、業務に従事とは、反復継続して当該業務に専ら携わっていることを意味するものであること。
- (2) 特定保健指導を受託する機関は、当該「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、保険者や事業主等が作成した 1 年以上実務を経験したことを証明する文書（「実務経験証明書」という。）を提出すること。

特定健康診査及び特定保健指導の実施について

2 積極的支援対象者に対する初回面接後の支援について

(1) 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援を終了した者に対する支援について

ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成25年厚生労働省告示第91号。以下「特定保健指導の実施方法告示」という。）第2の1の(2)のイ中「腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの」とは、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べ、BMIが30(kg/m²)未満の場合は、腹囲1.0(cm)以上かつ体重1.0(kg)以上減少している者、BMIが30(kg/m²)以上の場合は、腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者であること。

イ アに掲げる者に対しては、初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は3ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。必要に応じた支援は、特定保健指導の実施方法告示第2の2の(11)及び(14)に規定する方法により算定するポイントの合計が180ポイント未満でもよい。

(2) 積極的支援対象者のうち、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者に対する支援について

ア 特定保健指導の実施方法告示第2の1の(2)のイ中「腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者」とは、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べ、腹囲2.0(cm)以上かつ体重2.0(kg)以上減少している者又は当該年度の特定健康診査の体重の値に、0.024を乗じた体重(kg)かつ同体重(kg)と同じ値の腹囲(cm)以上減少している者であること。

イ アに掲げる者に対しては、初回の面接による支援が終了した後、3ヶ月以上の適切な支援又は3ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。3ヶ月以上の適切な支援は、積極的支援対象者に対する3ヶ月以上の継続的な支援におけるポイントの在り方や、生活習慣の改善効果を得るための目安となる新たな指標等を検証するため行う、柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施であり、モデル実施を行う保険者は、別途定めるモデル実施に関する実施計画書及び実績報告書を国に提出し、国が行うモデル実施に関する効果の検証のための作業に協力すること。

ウ 実績評価の時点でアに掲げる腹囲及び体重の基準を満たさない場合、追加支援を実施し特定保健指導の実施方法告示第2の2(11)及び(14)に規定する方法により算定するポイントの合計が180ポイント以上に達すれば、積極的支援を実施したこととする。

3 食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者について

(1) 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者告示」という。）第1の1中「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに薬剤師、助産師、准看護師、歯科衛生士を含む趣旨であること。

イ 実践的指導実施者告示第1の2中「1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するのは、令和2年3月31日改正前の事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号。以下「旧THP指針」という。）に基づく産業栄養指導担当者であって別紙2の追加研修を受講した者又は旧THP指針に基づく産業保健指導担当者であって別紙3の追加研修を受講した者であること。

ウ なお、旧THP指針に基づく産業栄養指導担当者であって管理栄養士である者、又は旧THP指針に基づく産業保健指導担当者であって保健師又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師（令和6年3月31日までの期間に限る。）である者については、それぞれ別紙2又は別紙3の追加研修を受講する必要はないものとする。

エ また、平成 20 年 3 月 31 日までに、旧 T H P 指針別表の 5 に定める産業栄養指導専門研修を修了した産業栄養指導担当者又は旧 T H P 指針別表の 6 に定める産業保健指導専門研修を修了した産業保健指導担当者については、それぞれ別紙 2 又は別紙 3 の追加研修を受講する必要はないものとする。

オ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の 1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師（令和 6 年 3 月 31 日までの期間に限る。）が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で食生活の改善指導を実施するものであること。

カ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者においては、3 メッツ以下の運動指導を実施することができるものとする。なお、メッツの考え方などについては、厚生労働省のホームページ（※ 2）に「健康づくりのための身体活動基準 2 0 1 3」が示されているので、これを参考とすること。

※ 2 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xp1e-att/2r9852000002xpqt.pdf>

(2) 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

ア 実践的指導実施者告示第 2 の 1 中、「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに歯科医師、薬剤師、助産師、准看護師、理学療法士を含む趣旨であること。

イ 実践的指導実施者告示第 2 の 2 中「1 に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するものは、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士のほか、旧 T H P 指針に基づく運動指導担当者であって、別紙 4 の追加研修を受講した者であること。

ウ なお、旧 T H P 指針に基づく運動指導担当者であって保健師及び管理栄養士並びに第三の 1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師（令和 6 年 3 月 31 日までの期間に限る。）である者については、別紙 4 の追加研修を受講する必要はないものとする。

エ また、平成 20 年 3 月 31 日までに旧 T H P 指針別表の 2 に定める運動指導専門研修を修了した運動指導担当者については、別紙 4 の追加研修を受講する必要はないものとする。

オ 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の 1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師（令和 6 年 3 月 31 日までの期間に限る。）が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で運動指導を実施するものであること。

(3) 実践的指導実施者告示別表に定める研修

ア 実践的指導実施者告示別表に定める研修を実施する機関は、次に掲げる条件を満たすものであること。

- ① 国立保健医療科学院のホームページ上に設けるデータベースに上記研修を実施する機関として所定の登録を行うこと。
- ② 研修で用いる教材は、「特定保健指導の実践的指導実施者育成プログラムの開発に関する研究」（主任研究者：河野啓子、平成 19 年度厚生労働科学特別研究）において作成された研修教材の内容を最低限含むものとする。
- ③ 研修を行う講師は、医師、保健師又は管理栄養士としての実務経験があり保健指導の専門的知識及び技術を有する者、又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること。
- ④ 研修修了者に対して、研修を修了したことを証明する書面を交付すること。

イ なお、実践的指導実施者告示別表に定める内容は最低限のものであり、必要に応じてカリキュラムを追加して実施することが望ましいものであること。

ウ 実践的指導実施者告示第 1 の 1、第 2 の 1 の看護師、栄養士等は、実践的指導を実施するまでに、当該告示別表第 1、別表第 2 に定める研修を修了していること。

エ 特定保健指導を受託する者は、実践的指導実施者告示を満たす者が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、実践的指導実施者が当該告示別表第 1、別表第 2 に定める研修を修了したこと等を証明する文書を提出すること。

特定健康診査及び特定保健指導の実施について

4 特定保健指導支援計画について

- (1) 特定保健指導支援計画においては、行動計画、支援内容のほか、保健指導の実施状況及びその結果並びに終了時の評価結果等を記載し、実施報告書としての役割を備えることとすること。
- (2) なお、特定保健指導支援計画及び実施報告書については、別紙5の様式例を参考とすること。
- (3) 動機付け支援においても、別紙5の様式例を参考として、行動計画、保健指導の実施状況及び終了時の評価結果等を記載した実施報告書を作成することとすること。

5 健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについて

健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱い及び保険者への送付方法等については、以下のとおりとすること。

- (1) 電磁的方法により保険者に対して提出することとする。また提出すべき特定健康診査等に関する記録の内容は、別紙6のとおりとする。
- (2) 特定健康診査等に関する電磁的記録は、原則として、XML で記述するものとする。なお、個人単位の被保険者番号の枝番については、令和2年10月から振り出されるものであり、令和2年度実施分については、記入する必要はない。
- (3) マイナポータルへの閲覧に供する等のため、後期高齢者の健康診査情報を電磁的方法により後期高齢者医療広域連合へ送付する場合、上記(1)、(2)に準じるものとする。

6 その他

- (1) 特定保健指導を行う者は、以下ア及びイの事項を遵守すること。
 - ア 特定保健指導を行う際に、特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととすること。
 - イ 特定保健指導を行う者である地位を利用し、不当に特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととすること。
- (2) 別紙2、別紙3及び別紙4の追加研修は、中央労働災害防止協会において、その研修の実施についての相談を行っている。
- (3) 特定保健指導に関する具体的な実施方法等については、厚生労働省健康局より示される「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」の第3編保健指導を参考とすること。

以上

見本 特定保健指導個人票（動機付け支援）（様式C）

実施機関名	実施機関コード	(様式C)				
特定保健指導個人票(動機付け支援・動機付け支援相当-動機付け支援)						
	被保険者証	記号				
	国札	番号				
1 対象者情報						
利用券番号	フリガナ	姓				
	氏名	名				
2 担当者						
担当者名		医師・保健師・管理栄養士・看護師				
利用券有効期限	令和 年 月 日	性別 男・女				
支援コース	施設型・訪問型	生年月日 昭和 年 月 日				
	住所 〒 区	年齢 歳				
		電話番号				
3 行動目標・行動計画						
	目標値	行動目標	行動計画			
腹囲	cm					
体重	kg					
血圧	/ mmHg					
1日の削減目標エネルギー量	kcal					
運動による削減エネルギー量	kcal					
食事による削減エネルギー量	kcal					
4 初回の面接による支援						
実施年月日	令和 年 月 日	行動変容ステージ	保健指導実施内容			
支援形態	<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ	<input type="checkbox"/> 無関心期:意志なし	<input type="checkbox"/> 食生活 <input type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ			
実施時間	分	<input type="checkbox"/> 関心期:意志あり(6か月以内)	<input type="checkbox"/> ()			
身体状況	腹囲 cm	<input type="checkbox"/> 準備期:意志あり(概ね1か月以内)				
	体重 kg	<input type="checkbox"/> 実行期:取組済み(6か月未満)				
	血圧 / mmHg	<input type="checkbox"/> 維持期:取組済み(6か月以上)				
実施者		医師・保健師・管理栄養士・看護師	<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)			
5 実績評価						
実施年月日	令和 年 月 日	生活習慣改善の状況	保健指導実施内容及び評価			
支援形態	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ 通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	【食生活】 変化なし/改善/悪化	<input type="checkbox"/> 食生活 <input type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> ()			
身体状況	腹囲 cm	【身体活動】 変化なし/改善/悪化				
	体重 kg	【たばこ】 吸わない/禁煙継続				
	BMI	禁煙中断/禁煙の意思なし				
血圧 / mmHg		<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)				
実績評価ができない場合の確認(督促)回数		電話(回)	FAX・手紙送付(回)			
実施者(評価実施)		その他(回)				
		医師・保健師・管理栄養士・看護師				
6 行動目標・行動計画の再設定【目標を再設定した場合に記入】						
	目標値	行動目標	行動計画			
腹囲	cm					
体重	kg					
血圧	/ mmHg					
1日の削減目標エネルギー量	kcal					
運動による削減エネルギー量	kcal					
食事による削減エネルギー量	kcal					
7 終了						
終了	<input type="checkbox"/> 完了	令和 年 月 日	決済情報請求区分			
	<input type="checkbox"/> 資格喪失		契約単価区分	契約単価		
	<input type="checkbox"/> 途中脱落		初回 1 施設利用型	<input type="checkbox"/>	評価 1 施設利用型	<input type="checkbox"/>
	理由:		2 初回面接分割型	<input type="checkbox"/>	2 初回面接分割型	<input type="checkbox"/>
			3 訪問型	<input type="checkbox"/>	3 訪問型	<input type="checkbox"/>

見本 特定保健指導個人票（積極的支援）（様式D）

実施機関名		実施機関コード				(様式D)												
特定保健指導個人票(積極的支援・動機付け支援相当ー積極的支援)						被保険者証	記号	国札	番号									
1 対象者情報					2 担当者													
利用券番号	フリガナ	姓 名			担当者名	保健師・管理栄養士・その他												
	氏名																	
利用券有効期限	令和	年	月	日	性別	男・女		生年月日	昭和	年	月	日	年齢	歳				
支援コース	施設型・訪問型・運動型							住所	〒	電話番号								
3 支援計画																		
支援予定日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日			
支援の種類	初回の面接による支援			3か月以上の継続的な支援										実績評価				
	<input type="checkbox"/> 積極的関与タイプ <input type="checkbox"/> 励ましタイプ			<input type="checkbox"/> 積極的関与タイプ <input type="checkbox"/> 励ましタイプ			<input type="checkbox"/> 積極的関与タイプ <input type="checkbox"/> 励ましタイプ			<input type="checkbox"/> 積極的関与タイプ <input type="checkbox"/> 励ましタイプ			<input type="checkbox"/> 積極的関与タイプ <input type="checkbox"/> 励ましタイプ					
支援形態	面 接 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ			面 接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ			面 接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ			面 接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ			面 接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ			面 接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ		
	通 信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙			通 信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙			通 信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙			通 信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙			通 信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙			通 信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙		
総実施時間(往復回数)	分	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)	分(回)			
※総実施時間(往復回数)の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。																		
4 行動目標・行動計画																		
	目標値			行動目標						行動計画								
腹囲	cm																	
体重	kg																	
血圧	/ mmHg																	
1日の削減目標エネルギー量	kcal																	
運動による削減エネルギー量	kcal																	
食事による削減エネルギー量	kcal																	

5 初回の面接による支援																
実施年月日	令和	年	月	日	保健指導実施内容											
支援形態	<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ			<input type="checkbox"/> 食生活 <input type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ												
実施時間	分			<input type="checkbox"/> ()												
身体状況	腹囲	cm														
	体重	kg														
	血圧	/ mmHg														
行動変容ステージ	<input type="checkbox"/> 無関心期:意志なし <input type="checkbox"/> 関心期:意志あり(6か月以内) <input type="checkbox"/> 準備期:意志あり(概ね1か月以内) <input type="checkbox"/> 実行期:取組済み(6か月未満) <input type="checkbox"/> 維持期:取組済み(6か月以上)			<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)												
実施者				医師・保健師・管理栄養士・看護師												
6-① 支援A(積極的関与タイプ) <input type="checkbox"/> 中間評価																
実施年月日	令和	年	月	日	生活習慣改善の状況						保健指導実施内容及び評価					
支援形態	面 接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ 通 信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙			【食生活】 変化なし / 改善 / 悪化						<input type="checkbox"/> 食生活 <input type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> ()						
実施時間	分(回)			【身体活動】 変化なし / 改善 / 悪化												
支援ポイント	ポイント			【たばこ】 吸わない / 禁煙継続 禁煙中断 / 禁煙の意思なし						<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)						
身体状況	腹囲	cm														
	体重	kg														
	BMI															
血圧	/ mmHg															
実施者(評価実施)				医師・保健師・管理栄養士・看護師												
※実施時間の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。																

見本 特定保健指導個人票（積極的支援）（様式D）裏面

6-② 支援A(積極的関与タイプ) 中間評価

実施年月日	令和 年 月 日	生活習慣改善の状況	保健指導実施内容及び評価
支援形態	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ 通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	【食生活】 変化なし / 改善 / 悪化	<input type="checkbox"/> 食生活 <input type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> ()
実施時間	分(回)	【身体活動】 変化なし / 改善 / 悪化	
支援ポイント	ポイント	【たばこ】 吸わない / 禁煙継続 禁煙中断 / 禁煙の意思なし	<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)
身体状況	腹囲 cm 体重 kg BMI 血圧 / mmHg		
実施者(評価実施)	医師・保健師・管理栄養士・看護師		

※実施時間の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。

7 行動目標・行動計画の変更【目標を変更した場合に記入】

	目標値	行動目標	変更年月日	年 月 日
腹囲	cm			
体重	kg			
血圧	/ mmHg			
1日の削減目標エネルギー量	kcal			
運動による削減エネルギー量	kcal			
食事による削減エネルギー量	kcal			

8 支援B(励ましタイプ)

実施年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
支援形態	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ/通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ/通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ/通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙
実施時間	分 (回)	分 (回)	分 (回)
支援ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
備考			
実施者	医師・保健師・管理栄養士・看護師	医師・保健師・管理栄養士・看護師	医師・保健師・管理栄養士・看護師

※実施時間の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。

9 実績評価 支援Aと同時実施 実績評価のみ実施

実施年月日	令和 年 月 日	生活習慣改善の状況	保健指導実施内容及び評価
支援形態	面接: <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ 通信: <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・手紙	【食生活】 変化なし / 改善 / 悪化	<input type="checkbox"/> 食生活 <input type="checkbox"/> 身体活動 <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> ()
実施時間(支援A)	分(回)	【身体活動】 変化なし / 改善 / 悪化	
支援ポイント(支援A)	ポイント	【たばこ】 吸わない / 禁煙継続 禁煙中断 / 禁煙の意思なし	<input type="checkbox"/> 訪問(自宅、職場)
身体状況	腹囲 cm 体重 kg BMI 血圧 / mmHg		
実績評価ができない場合の確認(督促)回数	電話(回)	FAX・手紙送付(回)	その他(回)
実施者(評価実施)	医師・保健師・管理栄養士・看護師		

※実施時間の欄は、個別、グループ、電話は時間(分)数を、FAX、手紙は1往復を1回として回数を記入。
※対象者から評価データが得られないために実績評価が完了できない場合の確認(督促)回数を記入。実施年月日は最終の確認を行った日付とする。

10 支援ポイント

支援A	支援B	合計	11 終了
ポイント	ポイント	ポイント	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 資格喪失 <input type="checkbox"/> 途中脱落 理由:

令和 年 月 日

12 決済情報請求区分

契約単価区分	契約単価
初回	1 施設利用型 <input type="checkbox"/> 円 2 初回面接分割型 <input type="checkbox"/> 円 3 訪問型 <input type="checkbox"/> 円 4 運動施設利用型 <input type="checkbox"/> 円
評価	1 施設利用型 <input type="checkbox"/> 円 2 初回面接分割型 <input type="checkbox"/> 円 3 訪問型 <input type="checkbox"/> 円 4 運動施設利用型 <input type="checkbox"/> 円
途中脱落	1 施設利用型 <input type="checkbox"/> 円 2 初回面接分割型 <input type="checkbox"/> 円 3 訪問型 <input type="checkbox"/> 円 4 運動施設利用型 <input type="checkbox"/> 円

※実施した支援欄に☑印をつける。途中脱落については金額を記入

※参考 ポイント算定及び要件

支援の種類	支援形態	1単位のポイント		最低限の介入量	ポイントの算定上限	合計180ポイント以上
		時間	ポイント			
支援A 積極的関与 タイプ	個別支援A	5分	20	10分	120	160ポイント以上
	グループ支援A	10分	10	40分	120	
	電話A	5分	15	5分	60	
	FAX・手紙A	1往復	40	1往復		
支援B 励まし タイプ	個別支援B	5分	10	5分	20	
	電話B	5分	10	5分	20	
	FAX・手紙B	1往復	5	1往復		